

諸規定集

[平成 29 年 5 月 29 日現在]

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会

会員の倫理関係

倫理綱領
倫理規程

協会の運営関係

定款
定款施行規則
(様式)
入会審査基準
総会議事運営規約
理事会議事運営規約
各種会議議事運営規約
会費に関する規約

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部

協会の運営関係

埼玉本部規則
総会議事運営規約
各種会議議事運営規約

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会

会員の倫理関係

倫 理 綱 領

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

- 1 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
- 2 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
- 3 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
- 4 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
- 5 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

倫 理 規 程

前 文

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）に所属する宅地建物取引業者（以下「会員」という。）は、その取引を通して、国民の基本的財産である宅地建物の円滑な流通に寄与、貢献するという極めて重要な社会的使命と責務を負っている。

我々会員は、この重大な使命を自覚し、業務を遂行するに当たっては、宅地建物取引業法を遵守し、信義を重んじ誠実に取引を行い、もって国民が安心して依頼できる業者としての高度な取引倫理を確立しなければならない。

また、本会会員に従事する宅地建物取引士（以下、「宅地建物取引士という」）は、国民の住生活の向上に寄与するという高い公共性と信頼性が要請される宅地建物取引業において業務の中核的な役割を担っている。この社会的使命と責任を理解し、不動産の専門家として安心安全な取引を確保するとともに、国民の信頼に応える高度な業務倫理を確立しなければならない。

本会は、このような国民の要求と期待にこたえるためここに倫理規程を制定し、業界全体の社会的地位の向上と社会的信頼の確保並びに会員及び宅地建物取引士の品位の保持と資質の向上を図ろうとするものである。

第 1 章 国民との関係

（目 的）

第 1 条 会員は、本会倫理綱領の精神に基づき、信義を旨としてこの倫理規程を遵守し、不動産業務における倫理の高揚に努め、公正な取引を通して、公共の福祉に貢献することを目的とする。

（専門的サービスの提供）

第 2 条 会員は、本会並びに本会支部及び全宅連等が主催する研修会に積極的に参加するとともに、全宅連不動産キャリアサポート研修制度を受講する等、あらゆる機会を活用して、不動産に影響を及ぼす法律・経済・技術など幅広い知識を習得し、依頼者に専門家としてのサービスと適切な助言を与えるように努めなければならない。

（法律等の遵守）

第 3 条 会員は、基本的人権の尊重並びに個人情報保護、反社会的勢力排除、マネー・ロンダリング対策等、関係諸法規を遵守しなければならない。

2 会員は、協会の定款・規則・規程及び議決事項を遵守しなければならない。

(従業員への教育義務) 一法 31 条の 2-

第 4 条 会員は、その従業員に対し、その業務を適正に実施させるため、本会及び全宅連等が主催する研修会に参加させるとともに、全宅連不動産キャリアサポート研修制度を受講させる等、必要な教育を行うよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第 5 条 会員及び従業員は、業務上取扱ったことについて、知り得た秘密を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。その業を営まなくなった後も同様とする。

(倫理規程違反行為の排除)

第 6 条 会員は、不動産業務において、詐欺、横領、不当表示、誇大広告、錯誤脱漏、事実の隠蔽その他の倫理規程違反行為を排除し、取引当事者を守るために、最善の努力を払わなければならない。

(他業者等の名義による広告の禁止)

第 7 条 会員は、他の業者等の名義をもって広告し、または広告させてはならない。

(宅地建物取引士名義借用等の禁止)

第 8 条 会員は、宅地建物取引士の名義を借用したり、宅地建物取引士を常勤させず業務を行っている業者と取引をしたりすることを禁止し、これらを発見したときは協会へ報告しなければならない。

(不正取引への関与の禁止)

第 9 条 会員は、無免許業者並びに不正業者等との取引に関与してはならない。

(無免許業者の報告義務)

第 10 条 会員は、無免許業者を発見したときは、協会に報告しなければならない。

第 2 章 依頼者との関係

(依頼者との紛争の防止)

第 11 条 会員は、取引の依頼を受け、これを受託するときは宅地建物取引業法第 34 条の 2 に基づき媒介契約（売買、又は交換）等を締結し、後日、紛争が起これないように努めなければならない。

(会員の告知義務)

第 12 条 会員は、依頼を受けたすべての不動産取引に関し、一切の関連する事実を調査確認し、その瑕疵を発見したときは、これを依頼者に告知して問題解決に協力しなければならない。

(無責任な引き受けの禁止)

第 13 条 会員は、依頼者の期待するような条件での取引が成立する見込みがないのに、あたかもあるかのような引き受け方をしてはならない。また、取引の途中において依頼者の期待に沿わないことを発見し、又は将来その恐れがあると認めたときは、速やかにその旨を連絡し、後日、紛争が起らないように努めなければならない。

(預り金の取り扱い)

第 14 条 会員は、依頼者その他、取引関係者からの預り金は、これを厳正に取り扱うものとする。

(協会の助言と指導)

第 15 条 会員は、依頼者との間で万一紛争が生じた場合は、協会の助言と指導のもとに誠意をもって、その円満解決に努力しなければならない。

第 3 章 業者間の関係

(協会発展への努力)

第 16 条 会員は、信義を重んじ、自己の経験と研究の成果を他の会員と分かち合い、ともに協会の発展に努力しなければならない。

(公正な取引)

第 17 条 会員は、みだりに他の会員を非難し、また他の会員の取引を阻害してはならない。

(抜き行為の禁止)

第 18 条 会員は、他の会員から物件情報を受けた場合は、その会員の了解なしに直接相手本人と交渉又は取引をしたり、みだりに他の業者にその情報を提供したりしてはならない。

(報酬分配の事前取り決め)

第 19 条 会員は、同一不動産につき、他の業者と協力して取引するときは、あらかじめ報酬額の配分を取り決めておかななければならない。

(従業員監督の責任)

第 20 条 会員は、その従業員の指導監督に心掛け、依頼者その他、取引関係者に損害を与えるような行為の発生を未然に防ぐとともに、従業員が起こした業務上の事故に対しては、責任をもって速やかに解決しなければならない。

(解雇従業員報告の義務)

第 21 条 会員は、従業員を業務上の不正行為等により解雇したときは本会へ報告するものとする。

(会員間の紛争調停)

第 22 条 会員は、その業務遂行上、他の会員との紛争を避け、万一紛争が生じたときは本会に調停を申し立て、円満解決に努力しなければならない。

(損害の補償)

第 23 条 会員は、倫理規程違反行為によって、他の会員又は取引関係者に損害を与えたときは、速やかにその損害の補填に努めなければならない。

第 4 章 宅地建物取引士における規律

(規程の遵守)

第 24 条 宅地建物取引士は、本規程の趣旨に鑑み、関係諸法規及び本規程を遵守しなければならない。

(業務処理の原則) 一法 15 条一

第 25 条 宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実に法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない。

(信用失墜行為の禁止) 一法 15 条の 2一

第 26 条 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上) 一法 15 条の 3一

第 27 条 宅地建物取引士は宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(規程遵守のための措置)

第 28 条 会員は、宅地建物取引士が本規程を遵守するために必要な措置をとらなければならない。

第 5 章 違反があった場合の措置

(担当委員会の設置)

第 29 条 本会は、宅地建物取引業法並びに本規程の遵守を図るため、綱紀委員会を設置し、適切な対応を図るものとする。

(違反会員への懲罰請求)

第 30 条 本会会長は、本規程に違反した会員について本会諸規程に基づき、懲罰請求しなければならない。

(会員の処分)

第 31 条 本会は、当該会員の本規程違反の内容に応じて、戒告、退会勧告

その他本会諸規程に基づく処分を行うものとする。

(規程の改廃)

第 32 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規定は、昭和 61 年 10 月 22 日より施行する。
- 2 平成 24 年 4 月 27 日一部改正（前文）同日施行
- 3 平成 27 年 3 月 20 日全部改正

この規程は、宅地建物取引業法改正施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

協会の運営関係

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保に関する事業、会員の指導及び連絡に関する業務、地域社会の健全な発展に関する事業、一般消費者の利益の擁護又は増進に関する事業を行い、一般消費者の住に関わる消費生活の安定と向上、宅地建物取引業の適正な運営の確保及び宅地建物取引業の健全な発達、宅地建物の取引の公正確保と流通の円滑化を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に関する相談所の運営
- (2) 宅地建物取引の知識の普及啓発及び宅地建物取引業者の情報提供に関する事業
- (3) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物の流通の円滑化に関わる指定流通機構への参画及び不動産流通情報提供システムの運用に関する事業
- (4) 宅地建物取引業法に基づく法令遵守指導及び連絡に関する事業及び宅地建物取引の専門的知識能力向上に係る教育研修に関する事業
- (5) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引士の講習等専門的資質の向上その他人材育成に関する事業
- (6) 宅地建物取引業に関する調査研究及び研究支援
- (7) 環境対策、地域緑化推進、防犯対策その他の地域社会の健全な発展に協力する事業
- (8) 国及び地方公共団体並びに関係諸団体等と連携協力して実施する事業

- (9) 宅地建物取引業者及びその従業者の業務支援及び福利厚生に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 宅地建物取引業法により免許を受けた埼玉県内に事務所を有する宅地建物取引業者で、この法人の目的に賛同して入会した者。
- (2) 準会員 正会員が埼玉県内に設置した従たる事務所、又は、他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者が埼玉県内に設置した従たる事務所。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをするものとする。代表理事は理事会において別に定める基準に従い入会の可否を決定するものとする。

(入会金)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会金を支払わなければならない。

- 2 前項の入会金についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充てるものとする。
- 3 この法人は、いかなる理由があっても既納の入会金を返還しない。

(会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納付しなければならない。

- 2 前項の会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充てるものとする。
- 3 この法人は、いかなる理由があっても既納の会費を返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 宅地建物取引業法により免許を受けた埼玉県内に事務所を有する宅地建物取引業者でなくなったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権及び議決権の代理行使)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は、他の正会員を代理人として、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において次条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上75名以内
 - (2) 監事 7名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、6名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を副専務理事、20名以内を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員（法人の宅地建物取引業者である正会員にあってはその代表者。）の中から選任する。ただし、総会において必要と認めるときは、正会員以外から監事を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の責任軽減)

第27条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長の指名した者を議長にすることができる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 34 条 この法人の資産は、理事会が別に定める規程に従って会長が管理する。

- 2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会が別に定める規程による。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるとき

を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 支部

(支部の設置等)

第44条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

2 支部は、事業計画に基づき、当該支部に関する事業を執行する。

3 支部には、支部長、その他の支部役員を置く。

4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置く。

3 事務局長は、理事会が任免し、その他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(定款の施行の委任)

第 46 条 この定款の施行について必要な規則、規約及び規程は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は三輪昭彦とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成 25 年 5 月 29 日一部改正（第 18 条第 3 項削除、第 33 条第 3 項削除）同日施行
- 5 平成 28 年 5 月 27 日一部改正（第 4 条第 1 項第 5 号、第 27 条第 2 項）、同日施行
- 6 平成 29 年 5 月 29 日一部改正（第 7 条）同日施行

定款施行規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第46条の規定に基づき、定款の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味に用いる。

- (1) 「定款」とは、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会定款をいう。
- (2) 「本会」とは、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会をいう。
- (3) 「本部」とは、支部との組織関係を表す場合の公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会をいう。
- (4) 「一般社団・財団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。
- (5) 「公益法人認定法」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律をいう。
- (6) 「個人正会員」とは、個人の宅地建物取引業者である正会員をいう。
- (7) 「法人正会員」とは、法人の宅地建物取引業者である正会員をいう。
- (8) 「常務理事等」とは、会長、副会長、専務理事、副専務理事及び常務理事をいう。

(入会手続等)

第3条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）に下記各号の書類を添付して、会員になろうとする事務所の所在地を管轄する支部を経由して本会に提出しなければならない。ただし、次条第2項に規定する事務手数料による入会を申請する者は、入会申込書に代わり事務手数料による入会申込書（様式第2号）を提出する。

- (1) 会員台帳（様式第3号）
- (2) 入会誓約書（様式第4号）及び印鑑登録証明書
- (3) 入会申請に係る自己申告書（様式第5号）

2 正会員が埼玉県内に設置した従たる事務所は、準会員として入会の申込みをする。又、他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者が埼玉県内に設置した従たる事務所の一については当該法人が正会員として入会の申込みをし、他の従たる事務所は、準会員として入会の申込みをする。

3 本会への入会の可否は、理事会において別に定める入会審査基準により決定する。

4 本会は、第1項の会員台帳（様式第3号）に基づき、会員の商号又は名称及び住所等を記載し、又は記録した会員名簿（様式第6号）を作成する。

5 前項の名簿を基に、一般社団・財団法人法第31条に規定する社員名簿を作成する。

（入会金）

第4条 定款第7条に規定する入会金は次の通りとする。

(1) 正会員 60万円

(2) 準会員 60万円

2 前項の規定にかかわらず、下記各号の一に該当する場合は、入会金に代わり事務手数料を徴収するものとする。事務手数料は事務所一箇所につき4万円とする。ただし、従たる事務所の増設を伴う場合は、当該事務所については、前項第2号の規定を適用する。

(1) 個人正会員が同免許の廃業と同時に法人の宅地建物取引業者の代表者として当該法人が入会する場合、又は法人正会員が同免許の廃業と同時に当該法人の代表者が個人の宅地建物取引業者として入会する場合。

(2) 個人正会員が死亡し、又はその他止むを得ない事由により廃業し、6ヶ月以内に配偶者又は3親等以内の血族とその配偶者が個人の宅地建物取引業者として入会する場合、又は法人の宅地建物取引業者の代表者として当該法人が入会する場合。

(3) 正会員が宅地建物取引業法第7条第1項第1号又は第3号に規定する免許換えに該当する場合。

(4) 法人正会員である者同士が合併等により、吸収される法人の事務所を、存続する法人の事務所とする場合。

（入会金の納入）

第5条 本会の会員になろうとする者は、第3条の入会手続きの際に前条第1項の入会金を全額納入しなければならない。

（会費）

第6条 定款第8条に規定する会費は次の通りとする。

(1) 正会員 年額 57,600円

(2) 準会員 年額 57,600円

2 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、入会月から年度末までの月割会費とすることができる。

（会費の納入）

第7条 本会の会員になろうとする者は、第3条の入会手続きの際にその事業年度の会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

2 毎年4月1日現在に会員資格を有する会員は、毎事業年度の会費を、本

会所定の方法により会費年額の全額を当該年度の 6 月末日までに納入しなければならない。

- 3 会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会費督促)

第 8 条 会長は、会員が定款第 8 条に規定する会費の支払義務を会費納付期限内に履行しなかった場合は、会費納付督促書を送付するものとする。

(会員の権利及び義務)

第 9 条 会員は本会の定款及び諸規則、倫理綱領、倫理規定を遵守し、本会の運営に積極的に協力しなければならない。

- 2 会員及び会員に従事する宅地建物取引士、従業者は定款及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる権利を有するとともに義務を負うものとする。

- (1) 本部主催の宅地建物取引の専門的知識能力向上に係る研修会（宅建業者法定研修会）及び支部主催の研修会の受講

- 3 会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 本会所定の契約書等各種様式の使用

- 4 定款第 8 条に規定する会費の支払義務を履行しなかった場合、本会は第 2 項及び第 3 項記載の会員の権利を含む会員に対する役務の提供を停止することができる。

(退会及び会員資格喪失)

第 10 条 会員は、定款第 9 条に基づき退会しようとするときは、退会届（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。

- 2 正会員が埼玉県内に設置した従たる事務所、又は、他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者が埼玉県内に設置した従たる事務所が廃止された場合は、当該従たる事務所は会員の資格を喪失する。

- 3 支部長は所属する会員が定款第 11 条第 1 項、第 3 号、第 4 号に該当した場合、速やかにその理由を付し、会員資格喪失報告書（様式第 8 号）をもって会長に報告しなければならない。

- 4 会員が退会、除名、会員資格の喪失に該当した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 5 会長は、会費を納入しない会員に、定款第 11 条第 1 項第 1 号により会員の資格喪失手続きを行うものとし、会費未納の会員の資格喪失に関する事務手続きについては、理事会において別に定める。

(懲戒)

第 11 条 会員が、下記各号の一に該当したときは、会長は次条第 8 項に定める決議を経て、当該会員を懲戒することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき（法人正会員にあつてはその代表者が該当した場合）。
 - (4) 宅地建物取引業法第 65 条の規定に基づく指示及び業務の停止の処分を受けたとき。
 - (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。
- 2 懲戒は、下記各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。ただし、第 3 号による懲戒の場合は、前項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当するものでなければならない。

- (1) 戒告
- (2) 退会勧告
- (3) 除名

(懲戒の手続)

- 第 12 条** 会員は懲戒を求めるときは氏名を明らかにして懲戒申請書（様式第 9 号）の各項目を総て記入の上、関係書類あるときは添付して、懲戒請求人の所属支部を経由し会長に請求するものとする。
- 2 前項の請求にかかる申請書等を受理した支部は、すみやかに会長に提出する。
 - 3 第 1 項の請求を受けたとき、会長は綱紀委員会に懲戒の是非を付議することができる。
 - 4 綱紀委員会は審議の上、裁定結果を会長に具申し、会長は、綱紀委員会が懲戒相当の裁定を行ったときは、懲戒手続きに入らなければならない。ただし、綱紀委員会が退会勧告又は除名を相当とする理由ありと認めた場合、会長は理事会に付議するものとする。
 - 5 理事会において除名の決議がなされた場合、会長は次の総会にこれを付議しなければならない。
 - 6 綱紀委員会が支部内処理を妥当と裁定したときには、会長はただちに該当支部に回付しなければならない。
 - 7 懲戒をしようとするときは、その事由に該当すると認められた会員に対し、戒告による懲戒の場合は当該会員の懲戒の裁定を行う綱紀委員会において、退会勧告による懲戒の場合は当該会員の懲戒の裁定を行う理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。また、除名による懲戒の場合は、その事由に該当すると認められた会員に対し、当該会員の除名の裁定を行う総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該総会の日の 1 週間前までに、当該会員に当該総会において弁

明の機会を与えることを通知しなければならない。

8 懲戒は、戒告による懲戒の場合は綱紀委員会の決議により、退会勧告による懲戒の場合は綱紀委員会の裁定を経たうえで理事会の決議により、また除名による懲戒の場合は、綱紀委員会の裁定及び理事会の決議を経たうえで、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを決する。

9 前項により懲戒が決議されたとき、会長は、当該会員ならびに懲戒請求人に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、会報等により全会員に公告するものとする。また、速やかに公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部長にその旨通知するものとする。

10 前条及び本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項について、理事会は綱紀委員会規約を別に定める。

(変更届等)

第13条 会員は、入会申込書記載事項のうち、商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所所在地及び従たる事務所所在地を変更した時は、免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事へ届出後14日以内に所属する支部を経由して名簿登載事項変更届(様式第10号)を会長に届けなければならない。

2 前項の規定により名簿登載事項変更届の提出を受けたときは、会員名簿の登録を変更する。

3 会員が所属する支部の管轄区域外に事務所所在地を変更した場合は、次の手続により事務所の所在地を管轄する支部に所属を移動するものとする。なお、この場合、第4条に規定する入会金、事務手数料は徴収しない。

(1) 会員は所属する支部に支部移動届(様式第11号)を提出する。

(2) 前号の支部移動届を受理した支部長は当該会員の事務所所在地を管轄する支部長に対し支部移動届を送付する。

(3) 支部移動届を受領した支部長は、当該移動を承認し、会長に提出する。

(総会の招集及び議事運営)

第14条 総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときには、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 総会を招集するには、会長は総会の日から1週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、前項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日から2週間前までにその通知を発しなければならない。

3 総会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において定める総会議事運営規約によるものとする。

(役員補選)

第15条 役員が欠けた場合は、定款第21条の規定により補欠の役員を選任することができる。

(常務理事、理事及び監事の候補者の選出基準)

第16条 定款第20条に規定する理事の候補者及び監事の候補者の選出基準は次の通りとする。

(1) 理事候補者の選出にあたっては、正会員（法人正会員にあつてはその代表者。）の中から、当該改選期の年の1月1日現在の支部に所属する会員数を基準に85名に対し1名の割合で、支部毎に推薦するものとする。この場合、85名に満たない端数は小数点以下を四捨五入し、また、85名に満たない支部には理事候補者数1名を割り当てる。ただし、支部長候補者は必ず理事候補者となる。

(2) 常務理事候補者は理事のうちから会長が推薦するものとし、ただし、理事である委員長、支部長のうち、副会長、専務理事、副専務理事に選定されなかった者は必ず常務理事候補者となる。

(3) 理事が欠けた場合は、当該理事が所属していた支部から補欠の理事候補者を推薦することができる。推薦を受けた者は、総会において理事に選任される前であっても理事会に出席して意見を述べるすることができる。ただし決議に加わることは出来ない。

(4) 正会員の監事候補者の選出にあたっては、下記の何れかに該当する者のうちから、支部より推薦するものとする。

ア 過去に本会の理事を務めるなど、本会の業務運営に一定の知見を有し業務監査能力を備えていると認められる者。

イ 営利又は非営利法人の経理事務を5年以上従事するなど、会計制度に一定の知見を有し計算書類の監査能力を備えていると認められる者。

(5) 正会員以外の監事候補者にあつては、公認会計士又は税理士又は学識経験を有する者であること。

(6) 理事及び監事候補者は、一般社団・財団法人法第65条第1項及び公益

法人認定法第6条第1項第1号に規定する欠格事由に該当しない者であること。

- (7) 理事及び監事候補者は、過去5年以内に宅地建物取引業法第65条の規定に基づく指示及び業務の停止の処分を受けていないこと、また、定款その他の諸規則に反した行為のないこと。

(会長選出基準)

第17条 会長は、理事会が別に定める会長選挙規約により選出する。

(副会長、専務理事、副専務理事、常務理事の職務権限)

第18条 定款第22条第2項に基づき、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は理事会が別に定める役員等職務権限規程により業務を分担執行する。

(監事監査規程)

第19条 監事の監査に関し、必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監事が監事監査規程に定める。

(役員の退任)

第20条 役員は、定款第25条の規定のほか、次の各号の一に該当した場合は退任する。

- (1) 任期を満了したとき。
- (2) 辞任の申出をし、理事会の承認を得たとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 正会員の資格を喪失したとき。ただし、正会員以外の監事を除く。
- (5) 法人正会員の代表者として選任された役員が当該法人の代表者としての地位を失ったとき。ただし、正会員以外の監事を除く。

2 役員は、次の各号に該当した場合は、自動的に本会の役員としての地位を喪失する。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益法人認定法第6条第1項第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関する高度な経験と専門的知識に基づき会長に助言する。

- 3 相談役は、会長の相談に応じ、実務的な立場に基づき会長に助言する。
- 4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

(顧問及び相談役の任期及び選出基準)

第 22 条 顧問及び相談役の任期は、これを委嘱した会長の任期とする。

- 2 顧問及び相談役の選出基準は次による。
 - (1) 顧問は、会長を務めた者で理事又は監事を退任した者、副会長を通算 4 年以上務めた者で理事又は監事を退任した者のうちから、会長の推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (2) 相談役は、理事又は監事を通算 8 年以上かつ専務理事、副専務理事又は常務理事を通算 4 年以上歴任した者で理事又は監事を退任した者のうちから、会長の推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は再任を妨げない。ただし前項(1)にある会長を務めていない顧問については就任後 10 年まで、前項(2)にある相談役については就任後 6 年までとし、正会員の資格を失った場合、又は法人正会員の代表者としての地位を失ったときには退任するものとする。

(理事会の権限及び議事運営)

第 23 条 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本会の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 定款第 27 条第 1 項の規定に基づく役員等の責任の免除
- 2 理事会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において理事会議事運営規約に定める。

(常務理事会)

第 24 条 本会は、会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事によって構成する常務理事会を置くことができる。

- 2 常務理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 3 常務理事会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 理事会から委任された事項
 - (2) 理事会における審議事項の準備に関する事項
 - (3) 理事会の議決した事項の執行に関する事項

(常務理事会の運営)

第 25 条 常務理事会の運営に関する必要な事項は以下の通りとする。

- 2 常務理事会の議長は、会長とする。ただし、会長の指名した者を議長にすることができる。
- 3 常務理事会は、常務理事等の合計数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 常務理事会の決議は、出席した常務理事等の過半数をもって行う。
- 5 前項の規定にかかわらず、常務理事会の決議の目的である事項について、当該提案につき議決に加わることのできる常務理事等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の常務理事会の決議があったものとみなす。
- 6 常務理事会の議長は、会議の議事録を作成し、議長及び出席構成員 2 名がこれに記名押印する。

(正副会長会議)

第 26 条 会長は必要に応じ、正副会長会議を招集することができる。

- 2 正副会長会議は、会長、副会長をもって構成する。但し、会長は、必要と認めるときはその他役員等を出席させることができる。
- 3 正副会長会議は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 総会、理事会及び常務理事会における審議事項の準備に関する事項
 - (2) 会務運営の連絡・調整に関する事項

(協会運営会議)

第 27 条 会長は理事会の議決した事項の執行、会務運営に関し必要あるときは、副会長、専務理事、副専務理事、委員長等で構成する協会運営会議を招集することができる。

(委員会の設置)

第 28 条 本会は理事会の議決した事項の円滑な執行を図るため、次の委員会を置く。

- (1) 消費者相談委員会
 - (2) 法令遵守委員会
 - (3) 宅地建物取引士法定講習委員会
 - (4) 情報提供委員会
 - (5) 広報啓発委員会
 - (6) 総務財務委員会
 - (7) 業務支援委員会
 - (8) 綱紀委員会
- 2 委員会の編成は以下の通りとする。
 - (1) 消費者相談委員会

- 委員長 1名
- 副委員長 2名
- 委員 6名以内
- (2) 法令遵守委員会
 - 委員長 1名
 - 副委員長 2名
 - 委員 6名以内
- (3) 宅地建物取引士法定講習委員会
 - 委員長 1名
 - 副委員長 2名
 - 委員 6名以内
- (4) 情報提供委員会
 - 委員長 1名
 - 副委員長 2名
 - 委員 6名以内
- (5) 広報啓発委員会
 - 委員長 1名
 - 副委員長 1名
 - 委員 5名以内
- (6) 総務財務委員会
 - 委員長 1名
 - 副委員長 2名
 - 委員 6名以内
- (7) 業務支援委員会
 - 委員会 1名
 - 副委員長 2名
 - 委員 6名以内
- (8) 綱紀委員会
 - 会長及び副会長にて構成

(業務分掌)

第29条 前条に定める各委員会の業務は次の通りとする。

- (1) 消費者相談委員会
 - ①本部が設置する宅地建物取引に関する不動産無料相談所の開設及び運営に関する事項
 - ②支部が設置する宅地建物取引に関する不動産無料相談所に関する事項
 - ③不動産無料相談員の研修に関する事項

④一般消費者等に対する宅地建物取引知識の普及啓発に関する情報提供及び研修会の開催に関する事項

⑤その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(2) 法令遵守委員会

①宅地建物取引業法その他関係法令の情報提供に関する事項

②宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業法その他関係法令の法令遵守指導及び連絡に関する事項

③法令遵守指導員の研修に関する事項

④宅地建物取引業者及び従業者に対する宅地建物取引の専門的知識能力向上に係る教育研修に関する事項

⑤支部が実施する教育研修に関する事項

⑥宅地建物取引に係る契約書等の整備に関する事項

⑦宅地建物取引業免許更新申請の指導及び助言に関する事項

⑧不動産の売買・賃貸及び管理に関する事項

⑨その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(3) 宅地建物取引士法定講習委員会

①宅地建物取引業法第 22 条の 2 に規定する知事が指定する講習の実施に関する事項

②宅地建物取引士の専門的資質の向上に関する事項

③知事の委託による宅地建物取引士資格登録等の事務に関する事項

④その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(4) 情報提供委員会

①宅地建物取引業法に基づく宅地建物の流通の円滑化に関わる指定流通機構への参画に関する事項

②一般消費者への不動産情報提供に係るサイト及びホームページの運営等不動産流通情報提供システムの運用に関する事項

③不動産流通情報システムに関する調査・研究及び資料の作成に関する事項

④不動産の売買及び賃貸借の流通対策に関する事項

⑤不動産流通に関わる国及び地方公共団体との連携協力に関する事項

⑥不動産フェアに関する事項

⑦その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(5) 広報啓発委員会

①広報誌の編集発行に関する事項

②ホームページの管理運営に関する事項

③宅地建物取引業法その他関係法令の情報の連絡に関する事項

- ④一般消費者への啓発宣伝に関する事項
- ⑤対外的広報活動に関する事項
- ⑥支部の広報誌、ホームページに関する事項
- ⑦その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(6) 総務財務委員会

- ①環境対策、地域緑化の推進、防犯対策その他の地域社会の健全な発展に協力する事業に関する事項
- ②国及び地方公共団体並びに関係諸団体等との連絡折衝、連携協力して実施する事業に関する事項
- ③宅地建物取引業者情報の提供に関する事項
- ④入会、退会に関する事項
- ⑤会員情報の管理及び会員名簿の作成に関する事項
- ⑥支部の予算、決算、事業、運営、管理に関する事項
- ⑦組織強化に関する事項
- ⑧会議及び議事運営に関する事項
- ⑨各種表彰及び慶弔に関する事項
- ⑩定款その他諸規則の整備に関する事項
- ⑪文書管理に関する事項
- ⑫宅建会館の管理運営に関する事項
- ⑬事務局の運営に関する事項
- ⑭予算及び決算に関する事項
- ⑮金銭の出納及び経理帳簿の保管に関する事項
- ⑯会費等の徴収、資金調達並びに運用に関する事項
- ⑰会計処理に関する事項
- ⑱その他、他の委員会に属さない事項

(7) 業務支援委員会

- ①宅地建物取引業者及びその従業者の業務支援に関する事項
- ②宅地建物取引業者及びその従業者の福利厚生に関する事項
- ③青年部・レディス部に関する事項
- ④その他業務支援に関する事項

(8) 綱紀委員会

- ①会員について定款第 10 条、本規則第 11 条及び第 12 条についての調査・裁定に関する事項
- ②役員について定款第 25 条による解任をしようとする場合の調査、並びに会長に対する意見具申に関する事項
- ③懲戒処分の対象となる行為の防止に関する事項

④その他会員及び役員の倫理の保持昂揚に関する一切の事項

(委員の委嘱)

第 30 条 委員長、副委員長は理事のうちから、会長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 委員は理事又は会員（法人の正会員にあってはその代表者又は法人の準会員にあってはその責任者）のうちから会長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。この場合、支部の意見を参考にすることができる。但し、消費者相談委員会、法令遵守委員会、宅地建物取引士法定講習委員会の委員は宅地建物取引士資格を有するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、情報提供委員会、広報啓発委員会、業務支援委員会においては、正会員である法人の代表者以外の役員を委員に委嘱することができる。

4 前 2 項の規定にかかわらず、会長は理事会の承認を得て学識経験者を専門委員に委嘱することができる。

(委員会)

第 31 条 委員会は、委員長が随時招集し、業務分掌に関して理事会の議決した事業計画に従い審議する。この場合、会長、副会長、専務理事及び副専務理事はこれに出席することができる。

(不動産無料相談所)

第 32 条 不動産無料相談所については、理事会は別に規約を定める。

(法令遵守指導等)

第 33 条 法令遵守指導等については、理事会は別に規程を定める。

(宅建業者法定研修等)

第 34 条 宅建業者法定研修等については、理事会は別に規程を定める。

(宅地建物取引士法定講習会等)

第 35 条 宅地建物取引士法定講習会等の運営については、理事会は別に規程を定める。

(指定流通機構参画及び不動産流通情報提供システムの運営)

第 36 条 指定流通機構への参画及び不動産流通情報提供システムの運営については、理事会は別に規約を定める。

(特別委員会)

第 37 条 会長は会務の処理上必要であると認めるときは、理事会の承認を得て特別委員会を設置することができる。特別委員会は、会長の諮問に応じて業務の処理をする。

2 委員会の編成は以下の通りとする。

委員長 1 名

副委員長 2名

委員 若干名

- 3 委員長、副委員長は理事のうちから、会長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 委員は理事又は会員のうちから会長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。この場合、支部の意見を参考にすることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、会長は理事会の承認を得て学識経験者を専門委員に委嘱することができる。
- 6 特別委員会は付託された業務が完了した時点で終了し、理事会の承認を得て解散する。

(支部長会)

第 38 条 支部長会は、支部長をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集することができる。

- 2 支部長会は支部に関する理事会の議決した事項の円滑な執行に関し協議する。

(正副専務理事会議)

第 39 条 正副専務理事会議は専務理事及び副専務理事をもって構成し、専務理事が定期的に招集する。

- 2 正副専務理事会議は、理事会の議決した事項の円滑な執行に関し、事務統括に関わる全般の連絡調整を行う。
- 3 専務理事は、委員長に正副専務理事会議への出席を要請することができる。

(資産の管理)

第 40 条 定款第 34 条第 1 項に基づき資産の管理について、理事会は財産管理運用規程を別に定める。

- 2 定款第 34 条第 2 項に基づき特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについて、理事会は特定費用準備資金等取扱規程を別に定める。

(会計処理)

第 41 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関する基準を定め、会計業務を適確に処理し、財政および事業執行状況を明らかにして、その能率的運営と公益活動の向上を図るため、理事会は財務処理規程を別に定める。

(事業計画書・収支予算書の作成)

第 42 条 会長は、定款 36 条に規定する事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について、専務理事と協議の上、事業計画大綱案、予算方針案、資金調達及び設備投資の見込み案を 11 月末日までに作成しなければならない。

2 会長は専務理事とともに、前項に基づき作成した事業計画大綱案、予算方針案、資金調達及び設備投資の見込み案を、12 月末日までに副会長・副専務理事・総務財務委員長に諮らなければならない。

3 総務財務委員長は、前項を基に、事業計画書案、収支予算書案、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類案を 2 月末日までに作成し、会長に提出しなければならない。

(行政庁への提出)

第 43 条 会長は、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

2 会長は、財産目録、役員名簿、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、会員名簿、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書等を、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(文書の管理)

第 44 条 本会の文書の取扱いに関し必要な事項を定め文書に関する業務の正確化と円滑化を図るとともに文書の管理に起因するリスクを防止するため、理事会は文書管理規程を別に定める。

(情報の公開)

第 45 条 法令及び定款に定めるところによる情報公開の必要な事項について、理事会は情報公開規程を別に定める。

(個人情報保護)

第 46 条 業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すため、理事会は個人情報保護規程を別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 47 条 事務所には次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 理事、監事の就任承諾書、誓約書、兼務状況届出書
- (5) 認定、許可、認可、登記に関する書類

- (6) 総会及び理事会その他会議の議事録
- (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (8) 事業報告書、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、附属明細書、財産目録、資産台帳、収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 監査報告書
- (10) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (11) 無償の役務の提供等に係る記録書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿又は書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第45条に定める情報公開規程による。

（現金取扱）

第48条 日々の入金は遅滞なく理事会の指定する銀行に預け入れなければならない。

（委員等の旅費）

第49条 委員会に出席する委員等への出席手当に関する規程を理事会は別に定める。

（表彰及び慶弔等）

第50条 表彰及び慶弔等に関する規程を理事会は別に定める。

（事務局）

第51条 定款第45条第4項に基づき、事務局に関する規程を理事会は別に定める。

2 事務局長は、専務理事の統轄の下に職員を指揮して事務を処理する。事務局長は、各会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

（変更の登記及び行政庁への届出）

第52条 一般社団・財団法人法第301条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地において、変更の登記を行う。

2 名称、代表者の氏名、定款、理事又は監事、役員報酬等の支給の基準、その他公益法人認定法第13条に掲げる事項に変更が生じたときには、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出る。

（規則外事項）

第 53 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(施行規則の改廃)

第 54 条 この規則を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、第 6 条第 1 項に規定する会費の金額については、総会の決議によらなければならない。

附 則

1 平成 23 年 3 月 18 日全部改正

この規則は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

2 平成 23 年 9 月 15 日一部改正（第 3 条第 2 項削除し以下繰り上げる、様式第 1・2 号）公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

3 平成 25 年 12 月 19 日一部改正（第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条第 4 項新設、第 10 条第 3 項、第 5 項新設、様式第 8 号）平成 27 年 4 月 1 日施行

4 平成 26 年 12 月 18 日一部改正（宅地建物取引士へ変更に伴う条文中の資格名称変更）平成 27 年 4 月 1 日施行

5 平成 28 年 3 月 22 日一部改正（第 4 条第 2 項）、同日施行

6 平成 28 年 12 月 16 日一部改正（第 22 条第 3 項、第 30 条第 2 項、第 3 項新設以下繰り下げ、第 4 項、第 54 条）。平成 30 年 4 月 1 日施行。但し、第 54 条の改正規定は定款第 7 条変更の可決の日から施行とする。

様式第1号

入 会 申 込 書

(正会員 ・ 準会員)

本部受付番号	
本部受付日	年 月 日
入 会 日 (供託日)	年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 殿

私は、この度貴協会の趣旨に賛同し、定款その他の諸規定を承諾のうえ主・従たる事務所として
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会入会金 円也を添えて入会を申込みます。

年 月 日 主たる事務所所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊟

免許証番号	埼玉県知事/大臣 () 第 号		
免許有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
主たる事務所所在地	〒	電話	
		FAX	
商号又は名称	フリガナ		
代表者氏名	フリガナ	生年月日 性別	年 月 日 男・女
従たる事務所の場合 政令で定める使用人氏名	フリガナ	生年月日 性別	年 月 日 男・女
従たる事務所名	フリガナ		
従たる事務所所在地	〒 -	電話	
		FAX	
専任の宅地建物 取引士氏名	フリガナ	取引士登録番号	()
支部承認	上記の者につき書類審査の結果、入会の承認を申請します。 年 月 日 支部 支部長		

㊟

.....きりとりせん.....

入会金領収証

殿

金 円也(消費税は、不課税である。)

上記金額を領収しました。

年 月 日 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 ㊟

様式第2号

本部受付番号	—
本部受付日	年 月 日
入会日	年 月 日

事務手数料による入会申込書

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 殿

私は、この度貴協会の定款施行規則第4条第2項の下記項目第()番に該当しますので、
事務手数料金 _____ 円也を添えて入会申込みをします。

- | | | |
|------|--------------------|-----------------|
| 添付書類 | ①個人 ←→ 法人(代表者同一) | 変更後の履歴事項全部証明書 |
| | ②個人 → 死亡承継(法人化を含む) | 被相続人との関係を示す戸籍謄本 |
| | ③個人 → 生存承継(法人化を含む) | 上申書 |
| | ④知事免許 ←→ 大臣免許 | 変更後の免許通知書の写し |
| | ⑤法人 → 吸収合併・新設合併 | 変更後の履歴事項全部証明書 |

年 月 日

主たる事務所所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

	前会員名簿			新入会申込		
免許証番号	埼玉県知事/大臣()第 _____ 号			埼玉県知事/大臣()第 _____ 号		
免許有効期間	年 月 日～ 年 月 日まで			年 月 日～ 年 月 日まで		
主たる事務所所在地	〒 _____			〒 _____		TEL () _____
						FAX () _____
商号又は名称	フリガナ _____			フリガナ _____		
代表者氏名	フリガナ _____	生年月日 性 別	年 月 日 男・女	フリガナ _____	生年月日 性 別	年 月 日 男・女
従たる事務所の場合 政令で定める使用人氏名		生年月日 性 別	年 月 日 男・女		生年月日 性 別	年 月 日 男・女
従たる事務所名						
従たる事務所所在地	〒 _____			〒 _____		TEL _____
						FAX _____
				専任取引士氏名		
				取引士登録番号	() _____	

支 部 承 認	上記の者、審査の結果適正と認めました。 年 月 日 _____ 支部 支部長 _____ ㊟
---------	---

事務手数料領収証

年 月 日

殿

金

円也 (消費税は、不課税です)

上記金額を領収しました。

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 ㊟

様式第3号

会 員 台 帳
(正会員 ・ 準会員)

		所属支部名		支部	
免許証番号(知事・大臣)		()		免許年月日	
商号又は名称		フリガナ			
(主・従)たる事務所所在地		〒			
本店所属支部名		支 部		他の事業	
代 表 者	氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	住所			T E L	()
従たる事務所の場合、政令で定める使用人	氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	住所			T E L	()
専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士	氏名	フリガナ		登録番号	()第 号
	住所			取引士証有効期限	年 月 日
	氏名	フリガナ		登録番号	()第 号
	住所			取引士証有効期限	年 月 日
	氏名	フリガナ		登録番号	()第 号
	住所			取引士証有効期限	年 月 日
法人の役員 (全 員)	役職名	氏 名		住 所	
業務に従事する者 (主・従たる事務所) 代表者等を含む	氏 名	生年月日	住 所		従 業 者 証 明 書 番 号

- ・ 免許証番号と所在地はどちらかに必ず○を付ける。
- ・ 欄に書ききれない場合は別紙記入添付して下さい。

様式第 4 号

入 会 誓 約 書

年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 長 殿

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部長 殿

免許証番号 _____ () 第 _____ 号

事務所所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 実印

今般、入会申込みするにあたり、下記の通り誓約致します。尚、本誓約に違反した場合は、直ちに退会いたします。

記

1. 信義を旨とし誠実に業務を行うこと。
2. 国民の貴重な財産を託されたものとしての社会的使命を強く自覚し、責任をもって社会に貢献すること。
3. 業者間の相互信頼に基づく親密な協力により、業界の発展と業界秩序の確立に努めること。
4. 宅地建物取引業法及び関連法規を遵守すること。
5. 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下宅建協会という）及び公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下保証協会という）の定款その他関連する諸規定を遵守すること。
6. 宅建協会及び保証協会の行う諸事業・諸研修に積極的に参加すること。
7. 入会申込書記載事項のうち、免許証番号及び免許の年月日・商号または名称・代表者氏名及び性別及び生年月日・主たる事務所所在地及び従たる事務所所在地を変更したときは 2 週間以内に届け出ること。
8. 取引にかかる苦情紛争が生じた場合は、協会の解決指導に従い、誠意をもってその解決に努めること。
9. 宅建協会の会員資格喪失のときは、同時に保証協会の会員資格も喪失となることに異議のないこと。
10. 入会申請に係る自己申告書の記載内容に虚偽のないこと。

※印鑑登録証明書 1 通（発行後 3 ヶ月以内のもの）を添付のこと。〔但し誓約書（求償 No.5）と同時に徴求する場合は併用できるものとする〕

様式第 5 号

倫理綱領抜粋

入会申請に係る自己申告書〔本人記載用〕

年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会長 殿

免許証番号 埼玉県知事・大臣（ ）第 _____ 号

事務所所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

①私は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。	はい	いいえ
②私は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。	はい	いいえ
③私は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。	はい	いいえ
④私は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。	はい	いいえ
⑤私は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。	はい	いいえ
⑥私は、反社会的と認められる団体（暴力団等）に所属していません。	はい	いいえ

以上

退 会 届

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 殿

私は、このたび下記の理由により貴協会を退会いたしますのでお届けいたします。

年 月 日

届出人 住所 _____

氏名 _____ ⑩

記

- 1. 廃業 : (a) 死亡 (b) 組織替 (c) 業の廃止 (d) 期間満了
(e) 行政処分 (f) その他 ()
- 2. 退会 : (a) 免許換 (他県へ、知事免許 ↔ 大臣免許)
(b) その他 ()
- 3. 従たる事務所廃止 : (a) 経営上の都合 (b) その他 ()

" 名称 _____

" 所在地 _____

尚、県庁への廃業届は、 年 月 日に届出済です。

免 許 番 号

商 号

主たる事務所所在地

代 表 者 氏 名

[退会届出後の連絡先]

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

支部確認欄

年 月 日 _____ 支部

支 部 長 _____ ⑩

本部確認欄

様式第 8 号

年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 殿

支 部

支部長 ⑩

会員資格喪失報告書

下記の会員について、定款第 11 条（3）（4）の規定に該当しましたので、定款施行規則第 10 条第 3 項に基づき報告致します。

記

1. 免許証番号 埼玉県知事 / 大臣（ ）第 号

事務所所在地

商号又は名称

代表者氏名

免許期限 平成 年 月 日

2. 該 当 事 由

（ ） 会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

（ ） 宅地建物取引業法により免許を受けた埼玉県内に事務所を有する宅地建物取引業者でなくなったとき

以 上

様式第 9 号

平成 年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長様

懲 戒 申 請 書

懲戒請求人の表示	所属支部	支部
	事務所所在地	〒 -
	電話番号	()
	商号名称	
	免許番号	大臣・知事 ()
	代表者氏名	Ⓜ
懲戒対象会員の表示	所属支部	支部
	事務所所在地	〒 -
	電話番号	()
	商号名称	
	免許番号	大臣・知事 ()
	代表者氏名	
懲戒申出の理由		

※申請頂いたデータは本会個人情報保護方針に基づき安全に管理致します。

変 更 届

年 月 日

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 殿

[届出者] 〒

主たる事務所所在地 _____

商号又は名称 _____

免許番号 大臣/知事()第 _____ 号

代表者名 _____ ㊟

今般、下記事項に変更がありましたので行政当局へ届出済の変更届(写)1通を添付し、お届け致します。
尚、行政当局へは _____ 年 _____ 月 _____ 日に届出済です。

※従たる事務所の変更の場合は、支店・営業所名を記入して下さい。

①商号・代表者・事務所

支店・営業所名	
---------	--

項 目	変 更 前	変 更 後
商号又は名称 (従たる事務所又は、支店・営業所名)	(フリガナ) _____	(フリガナ) _____
代表者氏名	(フリガナ) _____	(フリガナ) _____
	生年月日・性別 T S 年 月 日 H (男・女)	生年月日・性別 T S 年 月 日 H (男・女)
主たる事務所 所在地	所在地 〒 _____	〒 _____
	電話番号 () _____	() _____
	F A X () _____	() _____
従たる事務所 所在地	所在地 〒 _____	〒 _____
	電話番号 () _____	() _____
	F A X () _____	() _____

支 部	年 月 日 (支部名) _____ 支 部 (支部長名) _____
業協会本部確認	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 ㊟

注. ボールペン使用にて楷書で強くご記入下さい。

支 部 移 動 届

新

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会長 殿

_____ 支 部 支部長 _____ 印

下記の通り _____ 支部より支部移動の依頼があり、

当支部ではこれを承認いたしましたので、お届けいたします。

尚、 _____ 年 _____ 月分より当支部にて会費を受領いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 支部長殿

旧

_____ 支 部 支部長 _____ 印

下記の者、事務所移転により貴支部へ移動したいので、会員台帳を
送付いたします。

尚、 _____ 年 _____ 月分迄当支部にて会費を受領いたしました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

免 許 番 号 知事/大臣 () _____

商号又は名称 _____

代 表 者 氏 名 _____

(旧) 事務所所在地 _____

(新) 事務所所在地 _____

Tel () _____

※県庁への変更届は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に届出済です。

入会審査基準

定款第6条及び定款施行規則第3条第3項に基づき公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の入会審査基準を次の通り定める。

第1条 本会の入会資格者は、定款第5条に定める者で公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の会員（入会申請者含む）または営業保証金供託済業者とする。

第2条 入会審査機関は、宅地建物取引業法第5条の免許基準を準用し厳格に審査するものとする。

第3条 次の事項に該当する者を入会させてはならない。

- (1) 本会の目的又は事業又は組織を否定し、又は否定する恐れがある者。
- (2) 取引の関係者に損害を与え、又は損害を与える恐れがある者。
- (3) 取引の公正を害する行為をし、又は公正を害する恐れがある者。
- (4) 業務に関し、宅地建物取引業法、その他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不適當であると認められる者。
- (5) 過去において故意、又は相当な理由により、本会を退会・除名された者で、会員となることがふさわしくない者。
- (6) 入会申込関係書類に虚偽の事項を記載した者。
- (7) 反社会的と認められる団体（暴力団等）に所属している者、又は関係が明らかな者。

第4条 第2条及び第3条各号については、支部において具体的事実に基づいて慎重に面接及び書類確認するものとし、支部長は面接及び書類確認終了後、速やかに別に定める支部面接報告書及び入会申込書（写）を会長に提出するものとする。

附 則

- 1 平成23年3月18日全部改正
この基準は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 平成23年9月15日一部改正（第3条第1項第8号削除、第4条削除し以下繰り上げる）公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

総会議事運営規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、法令又は定款に定めるもののほか、定款施行規則第 14 条第 3 項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の総会の議事の方法に関する事項について定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 議決権を行使し得る正会員その他の総会出席者は、総会の秩序及び品位を重んじ、法令及び定款並びにこの規約を遵守しなければならない。

第 2 章 正会員等の出席

(正会員の出席)

第 3 条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員代理人等の出席)

第 4 条 定款第 17 条第 2 項の規定に基づき代理人によって議決権を行使する場合には、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(理事、監事等の出席)

第 5 条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 顧問弁護士、顧問公認会計士、事務局職員等（以下「補助者」という。）は、理事、監事を補助するため、総会に出席することができる。

第 3 章 議 長

(資 格)

第 6 条 総会の議長となる者は、定款第 16 条の規定の定めによる。

(権 限)

第 7 条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

3 前項により退場を命ぜられた者は、議長の許可がなければその会場に入

ることができない。

第4章 議事

第1節 開会

(開会の宣言)

第8条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言する。

(資格審査の報告)

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、総会の定足数及び正会員の出席数を議場に報告する。

(開会時刻の繰下げ)

第10条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

第2節 議案の審議

(議案の審議順序)

第11条 議長は、あらかじめ総会招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

3 議長は、議題宣言の後、提案説明者を指名しその提案説明後、質疑、討論、採決の順序で議事を進行するものとする。

(理事等の報告・説明)

第12条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第43条の規定による正会員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第3節 正会員の発言

(発言の許可等)

第13条 正会員は、議長の許可を受けてから、あらかじめ定められた場所で

発言しなければならない。

- 2 議長より発言を許可された者は、所属支部名と氏名を議長に告げなければならない。
- 3 2人以上が同時に発言を求めた時の正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第14条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。又、発言は議題の範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間と回数を制限することができる。

(発言の制限)

第15条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議案に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第16条 正会員は、議案についての説明終了後でなければ、当該議案に関し発言することができない。

第4節 質問

(説明義務者)

第17条 理事に対する質問の説明は、会長又は理事が行う。

- 2 監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第18条 理事又は監事は質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第19条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、議長の許可を得て説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合

- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本会、その他の者（当該正会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第5節 動議等

（議案の修正動議）

第20条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の修正動議が提出された場合、議長は、議場にその採否を諮らなければならない。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

（議事進行等に関する動議）

第21条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

（動議の却下）

第22条 議長は、動議が次の事由に当たるときは却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 当該動議が法令若しくは定款に違反するとき。
- (3) 当該総会で既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (4) 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していないとき。
- (5) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (6) 権利の濫用に当たるとき。
- (7) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

第6節 休憩

（休 憩）

第23条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第7節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打切り)

第24条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(議案の採決)

第25条 議長は、採決しようとするときは、採決に付する議題を宣言しなければならない。

2 議長は、採決は各議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第26条 原案に対し修正案が提出された場合は、先に修正案を採決し、その後原案を採決する。又、同一議題に対し複数の修正案が提出された場合は、原案に対してその趣旨の最も遠いものから順に採決する。ただし、その区別が判然としないときは、議長が決定するものとする。

(総会の決議)

第27条 個々の総会は総会招集通知に記載した総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(採決後の発言制限)

第28条 議長が採決を宣言した後は、何人も発言することができない。ただし、採決の方法についての発言はこの限りではない。

(一事不再議)

第29条 総会で一度採決された議案は同一の総会に再び提出することはできない。

(出席正会員の範囲)

第30条 総会の決議については、出席した正会員及び代理人を出席させた正会員並びに議決権行使書面を議決権行使の期限日までに本会に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第 31 条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第 32 条 採決の方法は起立又は挙手の 2 種とし、議長が適宜にこれを決める。

2 議長が特に必要と認めたときは、記名又は無記名投票で採決することができる。

(不在出席者の採決)

第 33 条 総会の会場にいない出席者は採決に加わることができない。

(採決の結果の宣言)

第 34 条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

第 8 節 終了

(延期又は続行)

第 35 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉 会)

第 36 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 37 条 総会の議事については、定款第 19 条の規定に基づき、次の事項を記載（又は記録した）した議事録を、書面（又は電磁的記録）をもって作成しなければならない。

(1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は正会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- イ 一般社団・財団法人法第 74 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）
 - ロ 一般社団・財団法人法第 74 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）
 - ハ 一般社団・財団法人法第 102 条
 - ニ 一般社団・財団法人法第 105 条第 3 項
- (4) 総会に出席した理事、監事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (7) その他法令で定める事項
- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印（又は電子署名を）する。
 - 3 総会の議事録は、本会の主たる事務所に総会の日から10年間、従たる事務所にはその写しを総会の日から5年間備え置かなければならない。

第5章 補則等

（補 則）

第 38 条 この規約の実施に関し必要な事項は理事会が別に定める。

（規約の改廃）

第 39 条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 平成 23 年 7 月 21 日全部改正
この規約は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

理事会議事運営規約

(目的)

第1条 この規約は、法令又は定款に定めるもののほか、定款施行規則第23条第2項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、定款第29条に基づく職務を行う。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 事務局長は、理事会に出席し、必要に応じ意見又は説明をすることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上定期に開催しなければならない。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序によって副会長が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日か

ら2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(出欠席の届出)

第7条 理事及び監事は、理事会に出席しようとするとき、又は欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(定足数)

第8条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第9条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長の指名した者を議長にすることができる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

3 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、役員改選年度の年の定時総会終結後速やかに開催する理事会の議長は、理事の互選で選任する。

(議長の権限)

第10条 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

(議事の開始と終了)

第11条 理事会は議長の開会宣言を以て議事の審議に入るものとし、議長の閉会宣言によって終了する。閉会につき異議を唱える者あるときは、議場に諮りこれを決する。

(資格審査の報告)

第12条 議長は開会を宣告した後、議事に入る前に、理事会の定足数及び理事の出席数を議場に報告する。

(進行順序)

第 13 条 議事の進行は予め示された議題の順序に従って行うものとする。ただし、議場に諮りその順序を変更し、又は複数の議題を一括して付議することが出来る。

(議案審議の順序)

第 14 条 議案の審議は次の順序によって進行しなければならない。

- (1) 提案理由の説明
- (2) 議案の質疑
- (3) 議案の討論
- (4) 採決

2 前項の規定にかかわらず、議長は議案について特に発言者がないと認めるときは質疑、討論を省略し直ちに採決に入ることができる。

(議案審議の方法)

第 15 条 議案の審議は次の方法によらなければならない。

- (1) 提案説明後、議案に対する質問を求め相当の程度に於いてこれを終結させる。
- (2) 質問が終結したときは討論を求め、相当の程度に於いてこれを終結させる。
- (3) 質問及び討論の終結につき異議を述べる者あるときは、議場に諮りこれを決する。

(副議長)

第 16 条 議長が討論しようとするときは、副議長を議長席に着かせなければならない。

- 2 副議長は会長が指名する。
- 3 議長が討論したときは、その議案の採決が終わるまで議長席に復することができない。

(発言の許可)

第 17 条 出席者が発言しようとするときは、挙手して議長の指名を受けなければならない。

- 2 議長より発言を許可された者は、所属支部名と氏名を告げた後に発言する。

(発言の制限)

第 18 条 発言は議題に関係するものでなければならない。

- 2 発言は簡明を旨とし、冗長にわたらないこと。
- 3 議長は発言が前 2 項の規定に反すると認めるときは注意を促し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(追加議案)

第 19 条 議長が必要と認めたとき、又は動議の提出があったときに、議長は討論を用いなくてこれを出席者に諮り議事日程に追加することができる。

(討論の終結)

第 20 条 議長が討論の終結を宣言したあとは直ちにこれを採決する。議長が討論の終結を宣言したあとはその議案に関して発言を許さない。

(採 決)

第 21 条 議長は、採決しようとするときは採決に付する議題又は動議の種類を宣言しなければならない。

- 2 採決する順序は修正案を先決とし原案を後とする。
- 3 同一議題に対し数個の修正案があるときは原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にし、その区別が判然としない場合は議長がその採決の順序を定める。
- 4 採決の方法は起立又は挙手の 2 種とし、議長が適宜にこれを決める。この場合に於いては原案に賛成する者を起立又は挙手させる。但し、特に議長が必要と認めたときは記名又は無記名投票で採決することができる。
- 5 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(決 議)

第 22 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(決議事項)

第 23 条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) 総会の招集等に関する事項

- ア 総会の日時及び場所
- イ 総会の目的である事項があるときには、当該事項
- ウ 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- エ 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- オ その他法務省令で定める事項

(2) 理事に関する事項

- ア 理事の職務の執行の監督
- イ 定款第 27 条第 1 項の規定に基づく役員等の責任の免除
- (3) 組織及び人事に関する事項
 - ア 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事の選定及び解職
 - イ 重要な使用人の選任及び解任
 - ウ 従たる事務所、支部、その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - エ 本会の業務の適正を確保するための体制の整備
- (4) 財産・財務に関する事項
 - ア 重要な財産の処分及び譲受け
 - イ 多額の借財
- (5) 重要な業務執行に関する事項
 - ア 本会の業務執行の決定
 - イ 規則の制定、変更及び廃止
 - ウ 事業計画書、収支予算書の決定
 - エ その他会務の執行に必要な事項の決定
- (6) その他法令及び定款に定める事項

(報 告)

第 24 条 会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告を除き、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 25 条 理事会の議事については、定款第 33 条の規定に基づき、次の事項を記載（又は記録した）した議事録を書面（又は電磁的記録）をもって作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 93 条第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 一般社団・財団法人法第 93 条第 3 項の規定により理事が招集したもの

- ハ 一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 一般社団・財団法人法第 101 条第 3 項の規定により監事が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 一般社団・財団法人法第 92 条第 2 項
 - ロ 一般社団・財団法人法第 100 条
 - ハ 一般社団・財団法人法第 101 条第 1 項
 - (6) 会長以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
 - (7) 議長の氏名
- 2 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 一般社団・財団法人法第96条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 一般社団・財団法人法第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合次に掲げる事項
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印（又は電子署名）する。
- 4 理事会の議事録は、理事会の日から10年間、本会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(補 則)

第 26 条 この規約の実施に関し必要な事項は理事会が別に定める。

(規約の改廃)

第 27 条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 平成 25 年 12 月 19 日一部改正（第 25 条第 3 項）同日施行

各種会議議事運営規約

(目的)

第 1 条 この規約は、定款施行規則第53条の規定に基づき、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の総会及び理事会を除く各種会議の議事の方法に関する事項について定め、それによって各種会議の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(出欠席の届出)

第 2 条 会議に出席しようとするとき、又は欠席する場合には、あらかじめその会議の招集者に対して、その旨を届出なければならない。

(定足数)

第 3 条 会議は、会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第 4 条 常務理事会、正副会長会議、協会運営会議、支部長会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長の指名した者を議長にすることができる。

2 前項以外の会議の議長は、その会議の招集者、委員長又は出席者のうちから選任する。

(議事の開始と終了)

第 5 条 会議は議長の開会宣言を以て議事の審議に入るものとし、議長の閉会宣言によって終了する。

(資格審査の報告)

第 6 条 議長は会議に先立ち、定足数及び出席数を議場に報告する。

2 常務理事会を除く各種会議に於いて、次の者はこれを出席した者とみなす。

(1) 委任状提出の者

(進行順序)

第 7 条 議事の進行は予め示された議案の順序に従って行うものとする。ただし、議場に諮りその順序を変更し、又は複数の議案を一括して付議することが出来る。

(議案審議の順序)

第 8 条 議案は次の順序によって進行しなければならない。

(1) 提案理由の説明

(2) 議案の質疑

(3) 議案の討論

(4) 採決

(発言の許可)

第 9 条 出席者が発言しようとするときは、挙手して議長の指名を受けなければならない。

2 議長より発言を許可された者は、所属支部名と氏名を告げた後に発言する。

(追加議案)

第 10 条 議長が必要と認めたとき、又は動議の提出があったときに、議長は討論を用いなくてこれを出席者に諮り議事日程に追加することができる。

(採 決)

第 11 条 議長は、採決しようとするときは採決に付する議題又は動議の種類を宣言しなければならない。

2 採決する順序は修正案を先決とし原案を後とする。

3 同一議題に対し数個の修正案があるときは原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にし、その区別が判然としない場合は議長がその採決の順序を定める。

4 採決の方法は起立又は挙手の 2 種とし、議長が適宜にこれを決める。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、常務理事会を除く会議において可決同数のときは議長がこれを決する。

6 議長は、採決が終了したときは、その結果を宣言しなければならない。

(議事録)

第 12 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の種別、日時及び場所

(2) 会議の定数

(3) 会議に出席した者の数(委任状による出席者がある場合はそれを含む)

(4) 議長の氏名

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 正副会長会議、協会運営会議、支部長会の議事録には議長が署名又は記名押印し、それ以外の会議の議事録には、議長及び出席者の中から選任された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

(補 則)

第 13 条 この規約の実施に関し必要な事項は理事会が別に定める。

(規約の改廃)

第 14 条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得

なければならない。

附 則

1 平成 23 年 7 月 21 日全部改正

この規約は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日
(平成 24 年 4 月 1 日) から施行する。

会費に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款及び定款施行規則の規定に基づき、会費の納入及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の納入)

第2条 定款施行規則第7条第1項、第2項に定める会費の納入方法は、次の通りとする。

- (1) 本会の会員になろうとする者は、その事業年度の会費（事業年度の途中入会の場合は月割会費）を、所属支部が定める方法に従い入会手続きの際に納入する。但し、各事業年度の3月に入会する場合は本部の入会手続きの際に納入する。
- (2) 会長は、毎年4月1日現在に所属する会員に、第4条第2項の会費台帳により、当該年度の5月末日までに会費納付通知書を送付しなければならない。
- (3) 会員は、毎事業年度の会費を、所属支部が定める方法に従い、当該支部を通じて、当該年度の6月末日までに会費を全額納入しなければならない。

(会費の送金)

第3条 支部長は、本部の納入依頼書に基づき、支部会員から納入された会費を、本部に送金しなければならない。

(会費台帳)

第4条 支部は、支部会員から会費が納入された場合は、定款施行規則第7条第3項に基づき、直ちに会費台帳に記載する。

2 本部と支部は連携して前項の会費台帳を管理する。

(規約の改廃)

第5条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 平成25年12月19日一部改正（第2条第1項第2号新設し以下繰り下げる、第3号）平成27年4月1日施行

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会
埼玉本部

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部規則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この本部は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部という。

(事務所)

第2条 この本部（以下「当本部」という。）の事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当本部は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「本会」という。）の行う定款に定める事業を円滑に推進することを目的とする。

(業務)

第4条 当本部は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 会員の入退会等に関する業務
- (2) 会費徴収業務
- (3) 苦情の解決業務
- (4) 研修業務
- (5) 弁済業務保証金分担金の受入れ・返還業務
- (6) 手付金保証業務
- (7) 手付金等保管業務
- (8) 広報・情報提供業務
- (9) その他定款第4条に定める事業の目的を達成するために必要な業務

第3章 所属会員

(種別)

第5条 当本部に所属する会員は、定款第5条による会員のうち、埼玉県内

に主たる事務所を有するものとする。

(入会手続)

第6条 当本部は、本会への入会申込みを受けたときは、別に定める入会基準に基づき、本部長が当該者の入会の適否を審査し、会長宛届け出る。

2 入会手続は、別に定める事務手続規則に基づき行う。

(会員の資格喪失後の処理)

第7条 定款第10条及び第12条による資格喪失については、その当該者を速やかに本部長より会長宛届け出るものとする。

2 退会手続は、別に定める事務手続規則に基づき行う。

3 資格喪失に伴う会員之証等の取扱いは、当本部において行う。

第4章 役 職 者

(種 別)

第8条 当本部に次の役職者をおく。

(1) 幹 事 50名以上75名以内

(2) 監 査 7名以内

2 幹事のうち1名を本部長とし、6名以内を副本部長、1名を専任幹事、3名以内を副専任幹事、20名以内を常任幹事とする。

(選 任)

第9条 幹事は、当本部に所属する会員（法人である場合にはその代表者）のうちから埼玉本部総会（以下「本部総会」という。）において選任する。ただし、幹事のうち3名以内は学識経験者のうちから選任することができる。

2 監査は、本部総会において選任する。

3 本部長、副本部長、専任幹事、副専任幹事及び常任幹事は幹事会において互選する。なお、本部長については、会長よりその委嘱を受けるものとする。

4 監査は、幹事を兼ねることができない。

(職 務)

第10条 本部長は当本部を代表し、本部業務を統轄する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時又は本部長が欠けたと

- きはあらかじめ本部長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専任幹事は、本部長、副本部長を補佐して、本部業務を掌理する。
 - 4 副専任幹事は、専任幹事を補佐し、専任幹事に事故がある時は、本部長が指名した副専任幹事はその職務を代行する。
 - 5 常任幹事は、本部の常務を処理する。
 - 6 幹事は本部運営の執行に当る。
 - 7 監査は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 当本部の財産及び会計をし、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) 当本部の幹事の業務執行を監査すること。

(役職者の任期)

第11条 役職者の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本部総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役職者の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(解任)

第12条 当本部の役職者は、本部総会の決議によって解任することができる。

第5章 会 議

(種別)

第13条 会議は、本部総会、幹事会及び常任幹事会とする。

(構成)

- 第14条** 本部総会は、当本部に所属する会員をもって構成する。但し、表決を委任された地方本部代議員をもって構成することができる。
- 2 幹事会は幹事をもって構成する。
 - 3 常任幹事会は、本部長、副本部長、専任幹事、副専任幹事、常任幹事をもって構成する。

(権能)

第15条 本部総会は、当本部の事業報告・決算を報告するとともに、次の事項を議決する。

- (1) 当本部幹事及び監査の選任に関する事項
- (2) 本会の理事候補者の選出に関する事項
- (3) 本会に対する建策及び事業の推進に関する事項
- (4) その他の当本部に関する重要事項

2 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 当本部の事業計画・予算に関する事項
- (2) 当本部の事業報告・決算に関する事項
- (3) 本部総会に提出する議案に関する事項
- (4) 本部総会決議の執行に関する事項
- (5) その他本部総会の議決を要しない当本部事業の執行に関する事項

3 常任幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 本部総会及び幹事会の議決したことの執行に関する事項
- (2) 幹事会より付託又は委任された事項
- (3) その他本部総会、幹事会の議決を要しない事項

(開 催)

第16条 本部総会は本部長が招集し、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に関
催する。

- 2 幹事会は本部長が必要と認めたとき、又は幹事総数の2分の1以上から
会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。
- 3 常任幹事会は、本部長が必要と認めたとき開催する。

(招 集)

第17条 会議は本部長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会
の7日以前に構成員に対し文書で通知を発しなければならない。

(議 長)

第18条 会議の議長は、出席構成員の中から選任する。ただし、本部長若
しくは本部長の指名する者とする事ができる。

(定足数)

第19条 会議は、本部総会において会員の10分の1以上若しくは地方本部
代議員の2分の1以上、幹事会においては幹事の2分の1以上、常任幹事
会においては構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することがで
きない。

(議 決)

第20条 会議の議事は、本規則に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

(議決の委任)

第21条 会議に出席することができない会員、会議構成員は、あらかじめ通知された事項について、他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 前項の規定は、幹事会には適用しないものとする。

(議事録)

第22条 会議については、その議事の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

2 本部総会の議事録には、議長及びその会議において選出された出席構成員2人以上が記名押印する。

3 幹事会の議事録には、議長及びその会議において選出された出席構成員2人以上又は監査が記名押印する。

(委員会)

第23条 当本部事業の円滑な運営を図るため幹事会の議決を経て、委員会をおくことができる。委員会及び所管事項は次の通りとする。

(1) 総務財務委員会

- ① 会員の入会、退会、変更、除名、会費に関する事項
- ② 弁済業務保証金分担金の受入れ・返還業務
- ③ 会議及び議事運営に関する事項
- ④ 庶務に関する事項
- ⑤ 文書管理に関する事項
- ⑥ 会員の組織強化に関する事項
- ⑦ 事業運営に伴う企画立案に関する事項
- ⑧ 事務局の運営に関する事項
- ⑨ 諸規則の整備に関する事項
- ⑩ 関係官庁及び関係諸団体との連絡に関する事項
- ⑪ 中央本部との連絡・調整に関する事項
- ⑫ 中央、当本部間のコンピュータ運営管理に関する事項

- ⑬ 予算、決算、金銭出納に関する事項
 - ⑭ 経理帳簿、財産の保管及び損益処理に関する事項
 - ⑮ その他、財務運営に関する事項
 - ⑯ 他の分掌に属さない事項
- (2) 苦情解決委員会
- ① 苦情解決業務処理規定等に定める事項
 - ② 保証金の還付に関する事項
 - ③ 求償権に関する事項
 - ④ 手付金保証業務方法書並びに同事務手続に定める事項
 - ⑤ 手付金等保管事業方法書に定める事項
 - ⑥ 宅地建物取引に係る情報提供業務に関する事項
- (3) 法令遵守委員会
- ① 研修業務運営規定等に定める事項
 - ② 宅地建物取引業法その他関係法令の情報提供に関する事項
 - ③ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業法その他関係法令の法令遵守指導及び連絡に関する事項
 - ④ 法令遵守指導員の研修に関する事項
 - ⑤ 宅地建物取引に係る契約書等の整備に関する事項
 - ⑥ 宅地建物取引業免許更新申請の指導及び助言に関する事項
 - ⑦ 不動産の売買・賃貸及び管理に関する事項
 - ⑧ その他委員会の目的を達成するために必要な事項
- (4) 広報啓発委員会
- ① 広報誌の編集発行に関する事項
 - ② ホームページの管理運営に関する事項
 - ③ 宅地建物取引業法その他関係法令の情報の連絡に関する事項
 - ④ 一般消費者への啓発宣伝に関する事項
 - ⑤ 対外的広報活動に関する事項
 - ⑥ その他委員会の目的を達成するために必要な事項
- (5) 除名審査委員会
- ① 会員の自律規範に関する事項
 - ② 本会が定めた除名手続規則に関する事項
- 2 委員会の構成は次の通りとする。
- (1) 委員会は、委員長、副委員長、委員若干名をもって構成する。
 - (2) 委員長、副委員長、委員の任免は本部長が行い、幹事会の承認を得なければならない。
 - (3) 本部長、副本部長、専任幹事、副専任幹事は委員会に出席することがで

きる。

第6章 会計及び年度

(事業計画および予算)

第24条 当本部の事業計画書案および収支予算書案は、毎年度開始前に常任幹事会等の審議を経て会長あてに提出するものとする。

(事業報告および決算)

第25条 当本部の事業報告および決算報告は、毎年度終了後に常任幹事会等の審議を経て会長あてに提出するものとする。

(事業年度)

第26条 当本部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 事務局

(事務局)

第27条 当本部に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局に関する事項は、本部長が幹事会の議決を経て別に定める。

第8章 雑則

(補則)

第28条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が幹事会の決議を得て別に定める。

(改正)

第29条 この(埼玉本部)規則の改正については、幹事会(又は地方本部総会)において行う。なお、標準地方本部規則が改正されたときは、これに則して幹事会(又は地方本部総会)において改正するものとする。

附則

- 1 この規則は公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日

から施行する。

2 平成24年4月27日一部改正（第22条第3項） 同日施行

総会議事運営規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、法令又は定款に定めるもののほか、埼玉本部規則第 28 条の規定に基づき、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部（以下「本部」という。）の本部総会の議事の方法に関する事項について定め、それによって本部総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 議決権を行使し得る会員その他の本部総会出席者は、本部総会の秩序及び品位を重んじ、法令及び定款並びにこの規約を遵守しなければならない。

第 2 章 会員等の出席

(会員の出席)

第 3 条 本部総会に出席しようとする会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(会員代理人等の出席)

第 4 条 埼玉本部規則第 21 条第 1 項の規定に基づき代理人によって議決権を行使する場合には、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(幹事、監査等の出席)

第 5 条 幹事及び監査は、やむを得ない事由がある場合を除き、本部総会に出席しなければならない。

2 顧問弁護士、顧問公認会計士、事務局職員等（以下「補助者」という。）は、幹事、監査を補助するため、本部総会に出席することができる。

第 3 章 議 長

(資 格)

第 6 条 本部総会の議長となる者は、埼玉本部規則第 18 条の規定の定めによる。

(権 限)

第 7 条 議長は、本部総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

- 2 議長は、その命令に従わない者その他当該本部総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
- 3 前項により退場を命ぜられた者は、議長の許可がなければその会場に入ることができない。

第4章 議事

第1節 開会

(開会の宣言)

第8条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言する。

(資格審査の報告)

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、本部総会の定足数及び会員の出席数を議場に報告する。

(開会時刻の繰下げ)

第10条 議長は、会員の出席が定足数に満たないとき、その他本部総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、本部総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

第2節 議案の審議

(議案の審議順序)

第11条 議長は、あらかじめ総会招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

- 2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。
- 3 議長は、議題宣言の後、提案説明者を指名しその提案説明後、質疑、討論、採決の順序で議事を進行するものとする。

(幹事等の報告・説明)

第12条 議長は、議題を付議した後、幹事に対し、当該議案の説明を求めるものとする。幹事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明をさせることができる。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第43条の規定による会員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該会員に議案の説明を、幹事又は監査に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第3節 会員の発言

(発言の許可等)

第13条 会員は、議長の許可を受けてから、あらかじめ定められた場所で発言しなければならない。

2 議長より発言を許可された者は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会所属支部名と氏名を議長に告げなければならない。

3 2人以上が同時に発言を求めた時の会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第14条 会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。又、発言は議題の範囲を超えてはならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、会員の発言時間と回数を制限することができる。

(発言の制限)

第15条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議案に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 本部総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第16条 会員は、議案についての説明終了後でなければ、当該議案に関し発言することができない。

第4節 質問

(説明義務者)

第17条 幹事に対する質問の説明は、本部長又は幹事が行う。

2 監査に対する質問の説明は、各監査が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監査の協議により定められた監査が行うことができる。

3 幹事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第18条 幹事又は監査は質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第 19 条 幹事又は監査は、質問が次の理由に当たるときは、議長の許可を得て説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本部、その他の者（当該会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第 5 節 動議等

(議案の修正動議)

第 20 条 会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の修正動議が提出された場合、議長は、議場にその採否を諮らなければならない。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第 21 条 会員は、本部総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第 22 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 当該動議が法令若しくは定款に違反するとき。
- (3) 当該本部総会で既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (4) 実質的に同一の議案につき本部総会において総会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していないとき。
- (5) 本部総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (6) 権利の濫用に当たるとき。
- (7) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

第6節 休憩

(休憩)

第23条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第7節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打ち切り)

第24条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(議案の採決)

第25条 議長は、採決しようとするときは、採決に付する議題を宣言しなければならない。

2 議長は、採決は各議案ごとにしなければならない。この場合、幹事又は監査の選任議案を採決するに際しては、各候補者ごとに採決するものとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第26条 原案に対し修正案が提出された場合は、先に修正案を採決し、その後原案を採決する。又、同一議題に対し複数の修正案が提出された場合は、原案に対してその趣旨の最も遠いものから順に採決する。ただし、その区別が判然としないときは、議長が決定するものとする。

(本部総会の決議)

第27条 個々の本部総会は総会招集通知に記載した総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(採決後の発言制限)

第28条 議長が採決を宣言した後は、何人も発言することができない。ただし、採決の方法についての発言はこの限りではない。

(一事不再議)

第29条 本部総会で一度採決された議案は同一の総会に再び提出することはできない。

(出席会員の範囲)

第30条 本部総会の決議については、出席した会員及び代理人を出席させた会員並びに議決権行使書面を議決権行使の期限日までに本部に提出した会

員の各議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入する。

- 2 前項において、議決権行使書面を提出した会員の議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第 31 条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第 32 条 採決の方法は起立又は挙手の 2 種とし、議長が適宜にこれを決める。

- 2 議長が特に必要と認めたときは、記名又は無記名投票で採決することができる。

(不在出席者の採決)

第 33 条 本部総会の会場にいない出席者は採決に加わることができない。

(採決の結果の宣言)

第 34 条 議長は、採決が終了したときは、その結果を本部総会に宣言しなければならない。

第 8 節 終了

(延期又は続行)

第 35 条 本部総会を延期又は続行する場合は、本部総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を本部総会に出席した会員に通知する。
- 4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉 会)

第 36 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 37 条 本部総会の議事については、埼玉本部規則第 22 条の規定に基づき、次の事項を記載（又は記録した）した議事録を、書面（又は電磁的記録）をもって作成しなければならない。

- (1) 本部総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない幹事、監査、

又は会員が本部総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

- (2) 本部総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 本部総会に出席した幹事、監査の氏名
 - (4) 議長の氏名
 - (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (6) その他法令で定める事項
- 2 議長及び総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印（又は電子署名）する。
 - 3 本部総会の議事録は、本部に本部総会の日から10年間備え置かなければならない。

第5章 補則等

(補 則)

第38条 この規約の実施に関し必要な事項は幹事会が別に定める。

(規約の改廃)

第39条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。

各種会議議事運営規約

(目的)

第 1 条 この規約は、埼玉本部規則第28条の規定に基づき、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部（以下「本部」という。）の本部総会及び幹事会を除く各種会議の議事の方法に関する事項について定め、それによって各種会議の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(出欠席の届出)

第 2 条 会議に出席しようとするとき、又は欠席する場合には、あらかじめその会議の招集者に対して、その旨を届出なければならない。

(定足数)

第 3 条 会議は、会議の構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第 4 条 常任幹事会、正副本部長会議の議長は本部長がこれに当たる。ただし、本部長の指名した者を議長にすることができる。

2 前項以外の会議の議長は、その会議の招集者、委員長又は出席者のうちから選出する。

(議事の開始と終了)

第 5 条 会議は議長の開会宣言を以て議事の審議に入るものとし、議長の閉会宣言によって終了する。

(資格審査の報告)

第 6 条 議長は会議に先立ち、定足数及び出席数を議場に報告する。

2 常任幹事会を除く各種会議に於いて、次の者はこれを出席した者とみなす。

(1) 委任状提出の者

(進行順序)

第 7 条 議事の進行は予め示された議案の順序に従って行うものとする。ただし、議場に諮りその順序を変更し、又は複数の議案を一括して付議することが出来る。

(議案審議の順序)

第 8 条 議案は次の順序によって進行しなければならない。

- (1) 提案理由の説明
- (2) 議案の質疑
- (3) 議案の討論

(4) 採決

(発言の許可)

第 9 条 出席者が発言しようとするときは、挙手して議長の指名を受けなければならない。

2 議長より発言を許可された者は、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会所属支部名と氏名を告げた後に発言する。

(追加議案)

第 10 条 議長が必要と認めたとき、又は動議の提出があったときに、議長は討論を用いなくてこれを出席者に諮り議事日程に追加することができる。

(採決)

第 11 条 議長は、採決しようとするときは採決に付する議題又は動議の種類を宣言しなければならない。

2 採決する順序は修正案を先決とし原案を後とする。

3 同一議題に対し数個の修正案があるときは原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にし、その区別が判然としない場合は議長がその採決の順序を定める。

4 採決の方法は起立又は挙手の 2 種とし、議長が適宜にこれを決める。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

6 議長は、採決が終了したときは、その結果を宣言しなければならない。

(議事録)

第 12 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の種別、日時及び場所

(2) 会議の定数

(3) 会議に出席した者の数(委任状による出席者がある場合はそれを含む)

(4) 議長の氏名

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

(6) 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 正副本部長会議の議事録には議長が署名又は記名押印し、それ以外の会議の議事録には、議長及び出席者の中から選出された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

(補則)

第 13 条 この規約の実施に関し必要な事項は幹事会が別に定める。

(規約の改廃)

第 14 条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、幹事会の承認を得

なければならない。

附 則

- 1 この規約は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。